

2021年度 収支報告 (案)

会計期間：2021年4月1日～2022年3月31日 年 月 日

収入の部 (単位：円)

	科目	摘要	金額
	前年度繰越金		7,117
参加費	三地区合同観察会 (4/3)	参加費 (16人×100円)	1,600
	秋イベント (10/23)	参加費 (11人×500円)	5,500
収入合計金額			14,217

支出の部 (単位：円)

	科目	摘要	金額
保険代	三地区合同観察会 (4/3)	45人×30円	1,350
	秋イベント (10/23)	70人×30円	2,100
消耗品 (秋イベント)	ナチュラルファイルバック	一式	5,566
	写真キーホルダー	一式	3,959
	成分無調整豆乳 (助剤用)	1個	213
	焼きミョウバン	1個	300
	野菜ネット	1セット	158
	ビー玉	1セット	110
	油性マーカー	1セット	110
	買い物袋	1セット	110
備品	刈払機修理費用	一式	5,560
支出合計金額			19,536

(単位：円)

収入合計金額	14,217
支出合計金額	19,536
差引収支	-5,319

- ・赤字となった原因は、秋イベントがコロナ禍で周知期間を十分確保できず参加者数が見込みを大幅に下回ったことによります。次年度は周知期間も含めた広報方法を事前に十分検討して実施します。
- ・現在、協議会の収入はイベント参加費とサイサン環境保全基金の助成のみ (※2021年度は非利用) です。今後、イベント等の機会を利用して寄付金等を募る活動を実施していきます。

会計監査 _____ 印

会計監査 _____ 印

2022年度 活動予算 (案)

会計期間：2022年4月1日～2023年3月31日

収入の部

(単位：円)

	科目	摘要	金額
	前年度繰越金		-5,319
参加費	維持管理&観察会 (4/13)	一般参加者：20名×100円	2,000
	ミドリシジミ観察イベント (6/18)	一般参加者：20名×100円	2,000
	維持管理&観察会 (9/7)	一般参加者：20名×100円	2,000
	維持管理&観察会 (12/7)	一般参加者：20名×100円	2,000
	秋イベント (10/2)	一般参加者：50名×200円	10,000
助成金		サイサン環境保全基金助成金 (限度額50万円)	500,000
寄付金		—	10,000
収入合計金額			522,681

支出の部

(単位：円)

	科目	摘要	金額
保険代	維持管理&観察会 (4/13)	35名×30円 (最低申込み額1,000円のため35名申込み)	1,050
	ミドリシジミ観察イベント (6/18)	35名×30円 (最低申込み額1,000円のため35名申込み)	1,050
	維持管理&観察会 (9/7)	35名×30円 (最低申込み額1,000円のため35名申込み)	1,050
	維持管理&観察会 (12/7)	35名×30円 (最低申込み額1,000円のため35名申込み)	1,050
	秋イベント (10/2)	60名 (予備10名分含む) ×30円	2,300
消耗品購入費		テープ、軍手、ゴミ袋、刈払機燃料等	15,000
助成金申請物購入費		サイサン環境保全基金助成金 (限度額50万円)	500,000
支出合計金額			521,500

(単位：円)

収入合計金額	522,681
支出合計金額	521,500
差引収支 (次年度繰越金)	1,181

【参考】

■ 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱（一部抜粋）

（寄付金等）

第 19 条 協議会は、荒川太郎右衛門地区の自然再生のために、寄付金等を得ることができる。

2 前項の場合、使途を明確にした予算を作成し、協議会で合意を得るものとする。

■ 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会寄付金等に関する取り扱い細則

平成 30 年 1 月 10 日 第 46 回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会にて設立

（主旨）

第 1 条 この細則は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第 19 条に基づく寄付金等の取扱いについて定める。

（定義）

第 2 条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭（助成金含む）をいう。

（寄付金等の使途）

第 3 条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会（以下、「協議会」という）は、寄付金等を荒川太郎右衛門地区自然再生事業に関する次の事業・取組を支援するために活用する。

- （1）旧流路（上・中・下池）の保全・再生
- （2）湿地環境の拡大
- （3）河畔林の保全・再生
- （4）荒川太郎右衛門地区の維持管理
- （5）広報啓発
- （6）調査研究・モニタリング
- （7）その他荒川太郎右衛門地区自然再生に関すること

（使途の特定）

第 4 条 寄付者は寄付金等の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、協議会が使途を特定するものとする。

（次ページに続く）

(管理)

第5条 協議会は、寄付金等の管理を行うために寄付金等管理事務局を公益財団法人埼玉県生態系保護協会に設置する。

2 寄付金等管理事務局は次の実務を担当する。

- (1) 協議会名義の口座の通帳等の管理
- (2) 寄付金等の出納管理等の会計事務
- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- (4) 資料・領収書等の送付
- (5) 第6条に規定する業務
- (6) その他、寄付金等の管理に関する業務

(協議会への報告・承認)

第6条 寄付金等管理事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

(監査)

第7条 寄付金管理事務局に監査員2名を置く。

2 監査員は、協議会の議決に基づいて協議会会長が任命する。

3 監査員は、寄付金等の使途、収支等について監査する。結果は協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

4 監査員の任期は、就任日から翌年度の最初の協議会までとし、再任を妨げない。

(細則の改定)

第8条 この細則の改訂は、協議会の承認を経て、協議会会長が決定する。

1. この細則は、平成30年1月10日から施行する。